

人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所
 所長 金丸 憲史
 〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号
 TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

CONTENTS

page

- | | |
|--|---|
| <p>1 転勤なしでも住宅手当に格差
非常勤講師の訴えを全面棄却</p> <p>2 特集 6月からパワハラ防止措置を義務化
パワハラの予防対策と解決策を確認</p> <p>4 TOPICS
 ●転職に関する意識調査
 転勤は退職を考えるきっかけに
 ●65歳以上の2割弱が要介護（要支援）認定
 ●男性公務員の育児休業義務化を検討</p> | <p>6 すっきりわかる。健康保険
休職中の社会保険料はどう徴収する？</p> <p>7 人事労務の法律ミニ教室
無期転換ルールの特例
高齢者の無期転換申込権はどうなる</p> <p>8 社員の健康づくりしてますか？
ウォーキング推奨で社員の体力づくり</p> <p>8 労務ひとこと
「給料ファクタリング」の被害急増</p> |
|--|---|

転勤なしでも住宅手当に格差 非常勤講師の訴えを全面棄却

大学の非常勤講師として20年以上勤務していた男性が、専任教員との是正格差を求めた裁判において昨年5月30日、東京地裁は訴えを全面的に棄却しました。

非常勤講師は年228万円

この大学の専任教員の本俸は年666万5,200円、賞与・年度末手当が年294万4,178円。さらに家族手当として月1万6,000円、住宅手当として月1万7,500円が支給されていました。

一方、非常勤講師の男性には授業のコマ数に応じて年に約228万円が支払われるのみで、賞与・年度末手当、家族手当、住宅手当は支給されていません。

判決を疑問視する声も

判決では、すべての格差について適法と判断され、原告男性の訴えが全面的に棄却されました。

専任教員と非常勤講師では、職務内容や配置変更の範囲が異なるため本俸や賞与・年度末手当に格差があることはまだ理解できます。しかし、家族手当や住宅手当の不支給について労働契約法20条※違反と判断されなかったことについて専門家からも疑問視する声が出ています。

この事件では専任教員にも非常勤講師にも転居をとまなう配置転換は予定されていません。こういうケースの場合、これまでの裁判例では一方のみに

住宅手当を支給することは不合理であり違法と判断されてきました。

しかし今回の判決では「専任教員として相応しい人材を安定的に確保するため」「専任教員は兼業が禁止されているため」といった理由で住宅手当の格差を適法と判断しています。

※期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

* * * * *

今年4月から「同一労働同一賃金」が始まります（中小企業は来年4月から）。まだこのような意外な判決も出ており、企業はどこまで対策すればよいのか悩ましいところです。今後の裁判にも注目して対応の手がかりにしていく必要があるでしょう。